

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
政策地域事務関係手数料				政策地域事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]			1 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]		
				2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円	
				3 旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円	
				4 旅券法第12条第1項の規定に基づく	一般旅券査証欄増	500円	

--	--

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
62 [略]	[略]		
63 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券発給手数料	2,000円	
64 旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円	
65 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券査証欄増補手数料	500円	

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の6 介護保険法	[略]	17,600円	[略]

く一般旅券の査証欄の増補	補手数料	
--------------	------	--

別表第3（第2条関係）

環境生活事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
62 [略]	[略]		

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の6 介護保険法	[略]	34,400円	[略]

第69条の7第2項に規定する研修の実施			
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 17,600円 (2)・(3) [略]	[略]
[略]			

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
48 [略]	[略]		

第69条の7第2項に規定する研修の実施			
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのない者に対する更新研修 34,400円 (2)・(3) [略]	[略]
[略]			

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
48 [略]	[略]		
48の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定によ	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 特定建築物(法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性	

る建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

手数料

能（法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から52の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に

限る。以下この項、48の
3の項及び52の項におい
て同じ。)の合計が
2,000平方メートル以内
のもの 406,000円

イ 特定建築物の非住宅部
分の床面積の合計が
2,000平方メートルを超
え5,000平方メートル以
内のもの 580,000円

ウ 特定建築物の非住宅部
分の床面積の合計が
5,000平方メートルを超
え10,000平方メートル以
内のもの 714,000円

エ 特定建築物の非住宅部
分の床面積の合計が
10,000平方メートルを超
え25,000平方メートル以
内のもの 844,000円

オ 特定建築物の非住宅部
分の床面積の合計が
25,000平方メートルを超
えるもの 962,000円

(2) 特定建築物の非住宅部
分のエネルギー消費性能が
省令第1条第1項第1号ロ

に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの 161,000円

イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 261,000円

ウ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 341,000円

エ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 409,000円

オ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 480,000円

		<p>48の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合判定手数料</p>	<p>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</p> <p>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</p>	
49 建築物のエネルギー	[略] 認定申請1件につき、(1)に	49 建築物のエネルギー	[略]	認定申請1件につき、(1)に	

ギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額）

（1）次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項、50の項及び51の項において同じ。）（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能（法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項、50の項及び51の項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第

ギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額）

（1）次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

1号。以下この項、50の項及び51の項において「省令」という。）第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア)～(カ) [略]

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア)～(カ) [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

(イ) 非住宅部分 (1)

(ア)～(カ) [略]

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア)～(カ) [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

(イ) 非住宅部分 (1)

		<p>ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)</p> <p>(2) [略]</p>				<p>ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)</p> <p>(2) [略]</p>	
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の</p>		50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の</p>	

更の認定の申請に
対する審査

区分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（
当該建築物又は非住宅部
分のエネルギー消費性能
が省令第8条第1号イ
(1)及びロ(1)に定める
基準に適合するものとし
てされた変更認定申請に
係るものに限る。） 条
例第11条第2項第2号の
規定により算定した面積
の49の項(1)ウ(ア)から
(カ)までに定める床面積
の合計の区分に応じ、そ
れぞれ同項(1)ウ(ア)か
ら(カ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（
当該建築物又は非住宅部
分のエネルギー消費性能
が省令第8条第1号イ
(2)及びロ(2)に定める

更の認定の申請に
対する審査

区分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（
当該建築物又は非住宅部
分のエネルギー消費性能
が省令第10条第1号イ
(1)及びロ(1)に定める
基準に適合するものとし
てされた変更認定申請に
係るものに限る。） 条
例第11条第2項第2号の
規定により算定した面積
の49の項(1)ウ(ア)から
(カ)までに定める床面積
の合計の区分に応じ、そ
れぞれ同項(1)ウ(ア)か
ら(カ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建
築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（
当該建築物又は非住宅部
分のエネルギー消費性能
が省令第10条第1号イ
(2)及びロ(2)に定める

基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物(アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー

基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物(アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー

		消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)			消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)	
		(2) [略]			(2) [略]	
51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (2) 一戸建ての住宅（当該		51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア・イ [略] (2) 一戸建ての住宅（当該

住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(3) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～エ [略]

(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～エ [略]

(5) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1号イに定める基準に適

住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア・イ [略]

(3) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～エ [略]

(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～エ [略]

(5) 住宅部分を有しない建築物(当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基

合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。

)

ア～カ [略]

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。

)

ア～カ [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつ

準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～カ [略]

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア～カ [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに

ては、(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額)

イ 非住宅部分 (5)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)アからカまでに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)アからカまでに定める額)

(8) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)アからエまでに定める床面積の

あつては、(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(2)ア又はイに定める額)

イ 非住宅部分 (5)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)アからカまでに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)アからカまでに定める額)

(8) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)アからエまでに定める床面積の

合計の区分に応じ、それぞれ(3)アからエまでに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)アからエまでに定める額)

イ [略]

合計の区分に応じ、それぞれ(3)アからエまでに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(4)アからエまでに定める額)

イ [略]

52 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料

(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(1)に定める床面積の合計の区

							<p>分に応じ、同項(1)に定める額</p> <p>(2) <u>特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更</u> 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</p>	
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。